

■避難情報と避難所開設のお知らせ方法

災害に関する避難情報には3段階あります。危険度の低い方から「避難準備情報」↓「避難勧告」↓「避難指示」の順です。

避難準備情報

避難に時間のかかる方は避難準備情報で避難を始めてください。

避難に時間がかかる方（例…介助がなければ歩けない方、高齢者、障がいをお持ちの方など）が避難を始めなければならない段階です。その他の方は、家族等への連絡、避難所の確認、非常用品の準備等を開始して下さい。

避難勧告

避難行動に支障がない方は避難勧告で避難を始めてください。

避難行動に支障がない方が避難を始めなければならない段階であり、被害の発生する可能性が明らかに高まった状況です。

避難指示

避難移動中の方は、すぐに避難を完了してください。

また、避難行動に移っていない方は直ちに避難を開始してください。

災害が発生しそうな兆候や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況です。

※避難情報はあくまでも目安です。土砂災害や浸水被害の恐れがある地域の方は、早めの避難判断をしてください。

避難所開設情報は防災無線またはホームページからお伝えします

災害時の避難所開設情報や避難情報は防災無線または町のホームページからお知らせします。町のツイッターやフェイスブックにも同様に情報を載せます。確認しやすい方法で、ご確認ください。

■損害保険加入などの備え

家屋など個人の財産が被災した場合は、その復旧は所有者が行うことになります。町が災害調査で被災状況を確認し、それは国や県へ被害状況を報告するための調査です。

台風などの風水害を補償する損害保険を各保険会社が準備しています。それらの保険に加入するなどの備えをしておいてください。

台風の場合は事前に来ることが予想できるため、十分な準備をして災害に備えましょう。



台風被害を受けた方へお知らせ

■罹災証明書の発行について

住宅が台風により破損し、保険会社の保証を受ける際に「罹災証明書」が必要な方は、本庁2階 総務課で発行しております。

【お問い合わせ】総務課 TEL 0994-22-0511

■災害により被害を受けた場合の国税申告・納税等の猶予減免の手続き

1. 災害により財産に相当な損失を受けた場合には、鹿屋税務署に申請し、その承認を受けることで納税の猶予を受けることができます。
2. 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、
 - ① 所得税法に定める雑損控除の方法
 - ② 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（または徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
3. 災害により被害を受けた事業者の簡易課税制度の適用に関する相談も受け付けております。

これらの手続きは、鹿屋税務署までお問い合わせください。

【お問い合わせ】鹿屋税務署 〒 893-0064 鹿屋市西原4丁目5-1 TEL 0994-42-3127